

平成30年度



市	民	提	案	型
	協	働	事	業

募集要項

《NPO推進型》

相談期間

平成29年7月18日（火）

～ 8月18日（金）

東金市 企画政策部 企画課

# 目 次

1. はじめに .....	1
2. 協働事業の種類 .....	1
3. 対象となる事業 .....	1
4. 提案できる方 .....	2
5. 補助金の額 .....	2
6. 対象となる経費 .....	4
7. 事業の流れ .....	5
8. これまでの事業実績 .....	10
9. 本事業のご利用にあたって .....	10
様式 .....	11
記入例 .....	21
東金市市民提案型協働事業実施要綱 .....	30

## 1. はじめに

市は、平成25年10月策定の『協働のまちづくり指針』を踏まえ、NPO法人・ボランティア団体をはじめとする市民活動団体や、地域で活躍する各種団体等と連携しながら公共的な課題の解決に取り組んでいくため、「市民提案型協働事業」を募集します。

市民提案型協働事業は、平成30年度で5年目を迎え、これまでに様々な団体がその特性を活かして事業を展開しています。ご興味のある方は、ぜひご相談にお越しく下さい。

## 2. 協働事業の種類

市民提案型協働事業には、協働のパートナーに応じて次の2つの種類があります。

### ＜NPO推進型＞

NPO法人やボランティア団体を含む、いわゆる市民活動団体で、広く市内で自主的・主体的に活動している団体を対象とします。

### ＜地域活性化型＞

地域に根ざした各種団体により組織される「地区まちづくり協議会」を対象とします。

「地区まちづくり協議会」は地域が抱える様々な課題を議論し、解決するために、地域の各分野に精通した多くの団体で構成していただくことを想定しています。

※ この募集要項は＜NPO推進型＞について記載しています。＜地域活性化型＞については詳しく取り扱いません。

## 3. 対象となる事業

### ＜対象となる事業＞

次の要件を全て満たす事業を対象とします。

- (1) NPOや地域の特性を活かした市内で実施する公益的な活動で、地域の身近な課題の解決が図られること。
- (2) 具体的な効果や成果が期待でき、市民の満足度が高まること。
- (3) 事業を協働で行うことにより、効果又は効率性が高まること。

#### 《対象とならない事業》

- (1) 団体の構成員に対し、収益を分配することを目的とするもの
- (2) 特定の個人が利益を受けるもの
- (3) 調査又は研究を主な目的とするもの
- (4) 定期的又は継続的に実施されている行事、祭礼その他これらに類する事業
- (5) 同一の団体が、過去に3回以上、同一の内容で市民提案型協働事業の支援を受けた事業
- (6) 他の制度による補助金等を受けている事業

## 4. 提案できる方

NPO 推進型の協働事業を提案することができる方は、次の要件を全て満たす団体です。個人での提案は受け付けできません。

また、提案に際して、あらかじめ所定の様式により市の台帳に登録していただく必要があります（P.5「協働登録NPOの申請」参照）。登録のない団体からの提案は受け付けできません。

- (1) 5人以上で公益的な活動を行う団体であること。
- (2) 規約その他の定めがあり、かつ会計処理が適切に管理され、団体の活動を継続的に実施できること。
- (3) 代表者及び会員の2分の1以上の者が、市内在住・在勤・在学者であること。
- (4) 団体の主な活動の場が、東金市内であること。
- (5) 東金市市民提案型協働事業を実施する能力を有するものであること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者と団体又はその構成員等が関係していないこと。

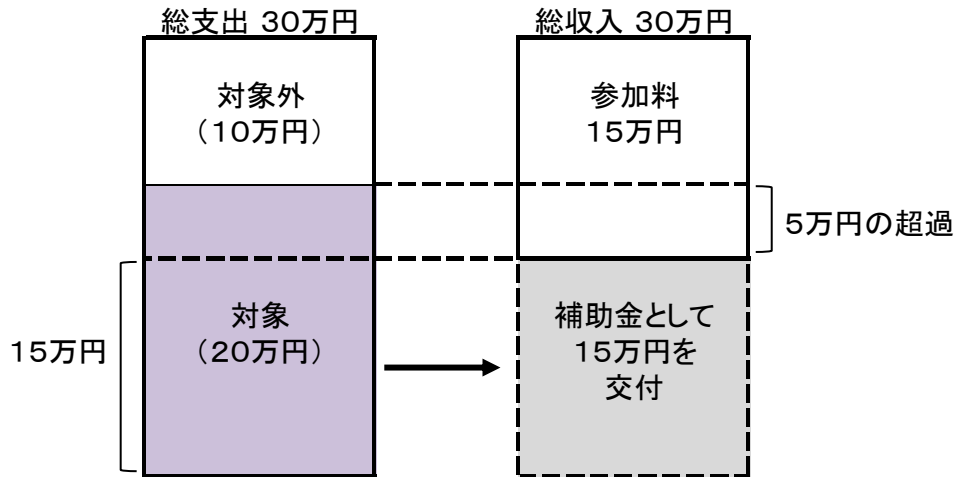
## 5. 補助金の額

補助金の額は、P.4の表に掲げる補助対象経費の合計額とし、予算の範囲内で30万円を上限とします。

なお、事業実施に伴う収入（参加料や協賛金など）があり、その収入額が補助対象経費以外の経費の額を超える場合には、その超過額を補助対象経費の合計額から減額します。

(例) 総支出30万円（うち補助対象経費20万円、補助対象経費以外の経費10万円）、  
参加料15万円の場合

参加料が、補助対象経費以外の経費を5万円超過しているため、補助対象経費20  
万円よりその5万円を減額し、15万円を補助金として交付。



## 6. 対象となる経費

補助の対象となる経費は、協働事業に直接要する経費のうち、次の経費です。

経費の項目	補助の対象となるもの	同じ項目でも補助の対象とならないもの
報償費	講演会の講師等に対する謝礼等で、1件につき3万円以下のもの	団体の構成員に対して支払うもの 手土産代
消耗品費	事業実施時に直接必要となるもので、1品につき1万円以下のもの	事業実施と直接関係ないと判断されるもの
燃料費	刈払機の燃料代等	移動や運搬を目的として使用する車両の燃料代
印刷製本費	パンフレットやチラシ等の印刷代	会議資料等、団体の運営費と切り離すことが難しいもの
食糧費	講演会の講師等に対する弁当や飲み物代(1食につき千円以下のもの)	団体の構成員や参加者に対する飲食代、茶菓代
通信費	切手、ハガキ代等	電話代、インターネット通信料
保険料	団体の構成員が対象のボランティア保険	イベント参加者が対象の各種保険
使用料及び賃借料	会場、テント、重機等の借上げ代	団体の事務所としての会場代
原材料費	木材、砂利、U字溝等、完成品として加工されていないもの	加工するために特別な技術等が必要なため、委託しなければならないもの
備品購入費	事業実施時に直接必要となるもので、1品につき1万円を超えるもの。ただし、補助金交付額の2分の1以内とする。	パソコン、プロジェクタ、スクリーン、プリンタ等、汎用性の高いもの

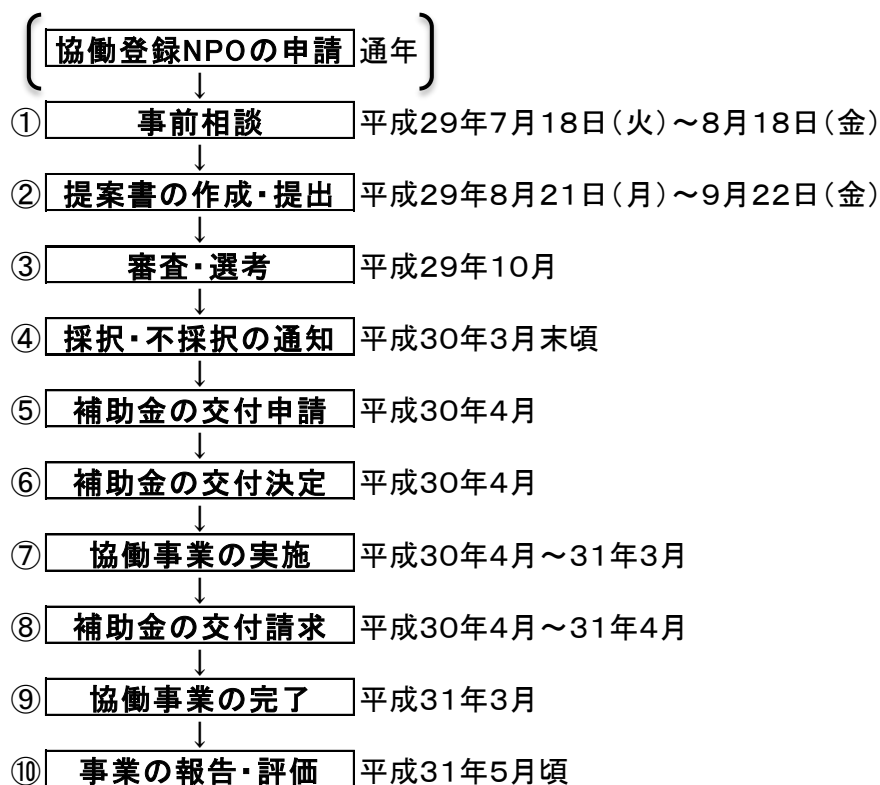
※ 全ての項目について、領収書等購入したことの証明になる書類（写し）の提出が必要です。

### 《その他対象とならない経費》

団体の維持・運営費、団体の構成員や参加者の交通費、土地の取得や造成に関するもの、領収書等がなく不明瞭な支出、事業に直接関係ないと判断されるものは補助の対象となりません。

## 7. 事業の流れ

本制度のご利用をお考えの方は以下をよく読み、期限に余裕をもってご提案ください。



### 「協働登録NPOの申請」

※ 登録のない団体からの提案は受け付けできません。

期間： 通年

場所： 企画課窓口（市役所第1庁舎2階）

(1) 市民活動団体・ボランティアグループ等の団体は、提案書の提出前に「協働登録NPO」の申請をし、市の台帳に登録する必要があります。

(2) 登録申請書類

- ・ 協働登録NPO申請書（P.12 参照）
- ・ 登録団体調書（P.13 参照）
- ・ 団体の定款、規約その他これらに類するもの
- ・ 会員、役員名簿
- ・ 登記事項証明書の写し（法人格を有する団体のみ）

※ 変更があった場合には手続きが必要ですので、企画課までご連絡ください。

### ①「事前相談」

期間： 平成29年7月18日（火） ～ 8月18日（金）

場所： 企画課窓口（市役所第1庁舎2階）

- (1) 提案書提出の前に、提案予定の協働事業案について、事業内容に応じた事前相談を行います。『事前相談票』（P.14 参照）に、「団体名」・「協議の必要性がある部署名」・「提案内容」をご記入のうえ、企画課まで直接お持ちください。
- (2) ご持参いただいた『事前相談票』をもとにその場でヒアリングを行います。
- (3) 提案内容に応じ、提案団体・市の担当部署・企画課の三者で協議を行います。
- (4) 事前相談期間に相談のない事業については、提案書の受け付けができませんのでご注意ください。

### ②「提案書の作成・提出」

期間： 平成29年8月21日（月） ～ 9月22日（金）

場所： 企画課窓口（市役所第1庁舎2階）

事前相談後は継続して、実現に向けた協議を進めていきます。協議が終了し次第、提案書の提出を受け付けます。なお、協議の結果、協働事業として成立しない場合もあります。

提出書類（P.16～20 参照）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 協働事業提案書</li><li>② 協働事業計画書</li><li>③ 協働事業収支予算書</li><li>④ その他市長が求めるもの</li></ol> |
|---|

### ③「審査・選考」

提案された協働事業は、学識経験者や市民活動団体の代表者などで構成される「東金市協働推進市民会議」において審査し、結果を市長に報告します。

提案内容及び審査結果については、提案団体に通知するとともに、市のホームページ等で個人情報を除いて公開します。



## 《書類審査》

平成29年10月

提案された事業について、東金市協働推進市民会議委員による書類審査を行います。皆さんがどういったことをしているか、どういったことがやりたいか審査しますので、読み易く、分かり易い記入をお願いします。

## 《プレゼンテーション審査》

平成29年10月中を予定

一般公開のプレゼンテーションを行っていただきます。発表5分程度、質疑応答5～10分程度、計15分程度です。発表者は3名まで、また資料やパワーポイントなどの使用は自由ですので、皆さんのやる気や熱意をアピールしてください。

※ 日程や会場等の詳細は、対象者に対し適宜通知します。

### 審査基準

審査項目	審査の基準
事業の公益性	・その活動が市全体あるいは市内の地域の課題解決のための公益的な活動であるか。
事業の有効性	・協働で取り組むことが有効な事業であるか。
事業の実現可能性	・実現可能な事業であるか。 ・事業を実施する体制が整っているか。 ・事業についての使用許可など関係手続が整うか。
事業の効果	・事業を実施することにより地域の課題解決に効果があるか。
事業の先進性・独創性	・先進的で模範となる事業であるか。 ・他の団体（地域）への波及効果が期待できるか。
事業収支の適正性	・市からの補助金がなければ実施できないか。 ・予算の見積りは適正か。 ・費用対効果を見込むことができるか。 ・受益者負担は適正か。
事業の継続性	・事業終了後の継続的な展開について考慮されているか。
プレゼンテーション (発表)	・事業の実施に対する意欲や熱意が伝わるか。

#### ④「採択・不採択の通知」

平成30年3月末頃

翌年度予算が成立し次第、正式な「採択結果」の通知をします。あくまで参考として、プレゼンテーション審査終了後に「審査結果」の通知をします。

#### ⑤「補助金の交付申請」

平成30年4月

協働事業の提案が採択となった団体は、『東金市市民提案型協働事業補助金交付要綱』に基づき、当該事業年度の4月1日以降に補助金の交付申請を行ってください。

#### ⑥「補助金の交付決定」

平成30年4月

提出された申請内容を審査して、補助金の交付を決定します。

#### ⑦「協働事業の実施」

平成30年4月 ～ 平成31年3月

補助金交付の決定を受けた団体は、4月以降事業計画に基づき事業を行ってください。

#### ⑧「補助金の交付請求」

平成30年4月 ～ 平成31年4月

事業完了後に補助金を一括して請求する方法と、事業実施前または実施期間中に概算払いを受ける方法があります。なお、概算払いの場合は、決算の状況により補助金の一部を返納していただくことがあります。

### ⑨「協働事業の完了」

平成31年3月

3月末までに事業を完了させ、下記の書類を市長に提出します。

#### 提出書類

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 協働事業実績報告書</li><li>② 協働事業収支決算書</li><li>③ 協働事業に係る経費の領収書の写し</li><li>④ 活動の様子がわかる写真</li><li>⑤ その他市長が求めるもの</li></ul> |
|--|

### ⑩「事業の報告・評価」

平成31年5月頃

事業完了後、東金市協働推進市民会議において事業の評価を行います。

同時に、皆さんがこの制度を利用してどのような活動をされたか、市民会議が開催する公開の報告会で発表していただきます。提案内容や審査結果と同様に、事業実績とその評価についても市のホームページ等で公開します。

## 8. これまでの実施事業

平成29年度 6事業

	事業名	団体名	市の関係部署
1	発達障害の心を知る事業	特定非営利活動法人基本塾	学校教育課
2	視覚障がい者に向けた情報音声訳事業	朗読奉仕つくし会	秘書広報課 社会福祉課
3	御成街道保全・活用事業	NPO御成街道保存会	生涯学習課
4	歴史的建造物の再生、活用事業	町並み活用センター	商工観光課 都市整備課
5	いきいき高齢者健康サロン	求名駅前区長寿会ひまわりネットワーク	高齢者支援課
6	夏休み！東金のおしごと探検隊	まちな駅ネットワークとうがね	商工観光課 生涯学習課

平成28年度 4事業

平成27年度 7事業

平成26年度 9事業

## 9. 本事業のご利用にあたって

協働事業とは、「地域で必要とされている事業を私たちの専門性を活かして実施したい」「市が行っている事業を私たちが工夫してより良いものにしたい」「私たちの行っている事業を市と一緒に実施したらもっと効果的かもしれない」といった、市民活動団体等と市の連携・協力により、新たな事業を実施したり、既存の事業の効果を高めていくものを指します。

そのため、市への一方的な要望や単なる団体への補助は、この制度になじみませんのでご注意ください。

現在市が実施している事業について知りたい方は、市のホームページをご覧ください。企画課市民協働係までお問い合わせください。

皆さんからの魅力ある提案をお待ちしています。

**様式**

## 協働登録 NPO 申請書

年 月 日

（あて先）東金市長

団体の名称  
 事務所の所在地  
 代表者氏名 ㊟  
 連絡先（電話番号）（担当）

協働登録 NPO として申請したいので、東金市市民提案型協働事業実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、必要に応じて同要綱第5条第6項の規定により公表されることを承諾します。

### 記

（ふりがな） 団 体 名			
代 表 者 の 氏 名 等	氏 名		
	住 所		
	電話番号	FAX 又は E- mail	
事 務 所 の 所 在 地 等	所 在 地		
	電話番号	FAX 又は E- mail	
添 付 書 類	1 登録団体調書（裏面） 2 定款、規約その他これらに類するもの 3 会員名簿（会員の住所及び勤務地について市内・市外が分かるもの） 4 役員名簿（会員名簿で分かる場合は、不要） 5 登記事項証明書の写し（法人格を有する団体のみ）		

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体でないことを誓約します。

署名欄 \_\_\_\_\_ ㊟

## 登 録 団 体 調 書

※登録番号	
-------	--

団 体 名			
代 表 者 氏 名		会 員 数	
代 表 者 住 所		電 話	
事 務 所 の 所 在 地 等	所 在 地		F A X
	電 話		E-mail
団 体 の 活 動 目 的			
主 な 活 動 内 容			
主 な 活 動 の 場	<input type="checkbox"/> 市内全域		
	<input type="checkbox"/> 市内の特定地域 ( )		
	<input type="checkbox"/> 市 外 ( )		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
活 動 可 能 日 時 等	<input type="checkbox"/> 平 日 <input type="checkbox"/> 土・日(祝日) <input type="checkbox"/> 特定の曜日 ( 曜日)		
	<input type="checkbox"/> 昼 間 <input type="checkbox"/> 夜 間 (週・月 回、 1回当たり 時間)		
過 去 の 活 動 実 績			
希 望 す る 活 動 内 容	<input type="checkbox"/> 生活環境改善活動	<input type="checkbox"/> 防犯・防災活動	
	<input type="checkbox"/> 高齢者支援活動	<input type="checkbox"/> 地域振興活動	
	<input type="checkbox"/> 児童健全育成活動	<input type="checkbox"/> 世代間交流活動	
	<input type="checkbox"/> 健康づくり推進活動	<input type="checkbox"/> 文化・芸術振興活動	
	<input type="checkbox"/> 地域福祉活動	<input type="checkbox"/> その他の事業 ( )	
資 格 ・ 免 許 等			
保 有 す る 資 機 材 等			

東金市市民提案型協働事業 事前相談票（団体用）

団体名	
協議の必要性 がある部署名	
提案事業 の内容	





## 東金市市民提案型協働事業提案書

年 月 日

（あて先）東金市長

団体の名称

事務所の所在地

代表者氏名

Ⓜ

連絡先（電話番号）（担当）

東金市市民提案型協働事業実施要綱第 条第 項の規定により、次のとおり提案します。

事業名	
提案区分	<b>NPO 推進型・地域活性化型</b>
事業費	円
事業の実施主体・ 実施者	
事業概要	
事業に要する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 協働事業実施計画書（第5号様式） <input type="checkbox"/> 協働事業収支予算書（第6号様式）



実施計画	実 日	施 程	
	内容・体制 (人員など)		
	場	所	

協働事業収支予算書

収入

項目	予算（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
市に補助を 求める額		
その他収入		
協働登録 NPO 又は地区まちづくり 協議会等実施主 体・実施者負担 額		
合 計		

支出

項 目	予算額（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
市の補助 対象部分		
実施者 自己負担 部分		
合 計		

# 記入例

## 協働登録 NPO 申請書

提出年月日を記入  
してください

年 月 日

（あて先）東金市長

団体の名称、事務所の所在地、代表者の氏名、電話番号及び担当者名を記入してください

団体の名称  
事務所の所在地  
代表者氏名 ㊟  
連絡先（電話番号）（担当）

協働登録 NPO として申請したいので、東金市市民提案型協働事業実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、必要に応じて同要綱第5条第6項の規定により公表されることを承諾します。

記

団体の名称、ふりがな、代表者の氏名、住所、電話番号及びFAX番号又は電子メールアドレスを記入してください

（ふりがな） 団 体 名			
代 表 者 の 氏 名 等	氏 名		
	住 所		
	電話番号	FAX又はE-mail	
事 務 所 の 所 在 地 等	所在地		
	電 話 番 号	FAX又はE-mail	
添 付 書 類	1	代表者の氏名等の欄 と同じ場合は「同上」 で結構です	
	2		
	3	会員名簿（会員の住所及び勤務地について市内・市外が分かるもの）	
	4	役員名簿（会員名簿で分かる場合は、不要）	
	5	登記事項証明書の写し（法人格を有する団体のみ）	

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体でないことを誓約します。

署名欄

㊟

団体の名称及び代表者名を署名し、捺印してください



団体名、代表者の氏名・住所、会員数、代表者の電話番号を記入してください

## 登録団体調書

※登録番号

団体名	事務所所在地、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記入してください		
代表者氏名			
代表者住所			
事務所の所在地等	所在地	FAX	
	電話	E-mail	
団体の活動目的	団体の活動目的と主な活動内容を記入してください		
主な活動内容	団体の主な活動の場所を記入してください		
主な活動の場	<input type="checkbox"/> 市内全域		
	<input type="checkbox"/> 市内の特定地域 ( )		
	<input type="checkbox"/> 市外 ( )		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
活動可能日時等	<input type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 土・日(祝日) <input type="checkbox"/> 特定の曜日 ( 曜日)		
	<input type="checkbox"/> 昼間 <input type="checkbox"/> 夜間 (週・月 回、 1回あたり 時間)		
過去の活動実績	団体が過去に活動してきた実績を記入してください		
市との協働を希望する活動内容をチェックしてください	<input type="checkbox"/> 生活環境改善活動	<input type="checkbox"/> 防犯・防災活動	
	<input type="checkbox"/> 高齢者支援活動	<input type="checkbox"/> 地域振興活動	
	<input type="checkbox"/> 児童健全育成活動	<input type="checkbox"/> 世代間交流活動	
	<input type="checkbox"/> 健康づくり推進活動	<input type="checkbox"/> 文化・芸術振興活動	
	<input type="checkbox"/> 地域福祉活動	<input type="checkbox"/> その他の事業 ( )	
資格・免許等	活動に必要な資格や免許等を記入してください		
保有する資機材等	保有する資機材等を記入してください		

東金市市民提案型協働事業 事前相談票（団体用）

団体名	
協議の必要性 がある部署名	<p>本事業内容において、協議の必要性がある部署名を記入してください。複数ある場合には、複数記入してください</p>
提案事業 の内容	<p>行政に対して提案したい事業の内容を記入してください。自分たちのやりたいことだけでなく、協働の主旨を踏まえ、行政側のメリット等も含めて書いてください</p>

## 東金市市民提案型協働事業提案書

提出年月日を記入  
してください

年 月 日

団体の名称、事務所の所在地、代表者の氏名、電話番号及び担当者名を記入してください

（あて先）市長

団体の名称

事務所の所在地

代表者氏名

④

第7条第1項と記入してください

連絡先（電話番号）（担当）

わかりやすい事業名を記入してください

NPO 推進型を○で囲んでください

協働事業実施要綱第 条第 項の規定

事業名	
提案区分	<b>NPO 推進型・地域活性化型</b>
事業費	円
事業の実施主体・実施者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;">提案する事業を実際に実施する主体を記入してください</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; width: 15%; text-align: center;">事業費の全額を記入してください</div>
事業概要	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;">提案する事業の概要を記入してください</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; width: 15%; text-align: center;">事業に要する期間を記入してください</div>
事業に要する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
添付書類	協働事業実施計画書（第5号様式） 協働事業収支予算書（第6号様式）

協働事業実施計画書

提案書に記入した事業名  
を記入してください

事業名	
現状の課題	提案事業を実施することにより解決したい地域の課題について記入してください
事業の内容	「現状の課題」に記入した課題を解決するためにどのような活動を行うかを記入してください 提案した事業における市の役割について記入してください
市の役割	<input type="checkbox"/> 補助金支給 <input type="checkbox"/> 活動場所の提供（ ） <input type="checkbox"/> 資機材の貸与（ ） <input type="checkbox"/> 職員支援（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
協働の必要性	市との協働が必要な理由や、協働で取組むことが有効である理由を記入してください
事業の効果	事業を実施することにより地域の課題を解決するためにどのような効果があるのかを記入してください
事業の先進性	提案した事業について、他にない取組みや独自に工夫した点などを記入してください
事業の継続性	翌年度以降にこの事業をどのように発展させていくかの展望などを記入してください

実施計画	実 日	施 程	事業を実施する日程を記入してください ○○年○月○○日（○）や毎月第○日曜日など
	内容・体制 (人員など)		具体的な活動内容や、その実施体制（人員配置）などを記入してください
	場	所	主な活動場所を記入してください

## 協働事業収支予算書

収入

項目	予算（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
市に補助を 求める額	それぞれの 項目の予算 の額を記入 してください	予算の額の内訳を具体的に記 入してください 合計した額が予算額と同額と なるよう記入してください 市補助金、会費、受益者負担額 などを記入してください
その他収入		
協働登録 NPO 又はまちづくり 協議会等実施主 体・実施者負担 額		
収入の合計額と支出の合計額は一致 させてください		
合 計		

支出

項 目	予算額（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
市の補助 対象部分	<div data-bbox="443 853 667 1541" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">                     それぞれの 項目の予算 の額を記入 してくださ い                 </div>	
実施者 自己負担 部分		
合計		

収入の合計額と支出の合計額は一致  
させてください





# 実施要綱

# 東金市市民提案型協働事業実施要綱

平成25年10月 1日制定

平成26年 7月 4日改正

平成27年 6月10日改正

平成29年 7月13日改正

## 第1章 総論

(趣旨)

第1条 この要綱は、東金市協働のまちづくり指針に基づき、公益的な市民活動を行う団体が主体となって市と協働して行う事業（以下「協働事業」という。）についての提案を募集し、提案された協働事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(提案対象団体)

第2条 協働事業を提案できる提案対象団体は、第5条に規定する「協働登録NPO」及び第8条に規定する「地区まちづくり協議会」とする。

(提案対象事業)

第3条 協働事業の提案対象となる事業は、協働登録NPOを対象とした「NPO推進型」及び地域住民団体により組織された地区まちづくり協議会を対象とした「地域活性化型」とする。

(市の支援)

第4条 前条に規定された協働事業を推進するため行政は、補助金交付等の支援を行う。補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、予算の範囲内において市長が決定する。

- (1) NPO推進型 補助対象事業に直接要する経費のうち、別表1に定める補助対象経費の合計額で、30万円を上限とする。ただし、参加費その他の事業実施に伴う収入の額が補助対象経費以外の経費の額を超えるときは、当該超える額を補助対象経費の合計額から控除するものとする。
- (2) 地域活性化型 補助対象事業に直接要する経費のうち、別表2に定める補助対象経費の合計額で、50万円（ハード事業にあっては、150万円）を上限とする。ただし、参加費その他の事業実施に伴う収入の額が補助対象経費以外の経費の額を超える

ときは、当該超える額を補助対象経費の合計額から控除するものとする。

なお、ハード事業とは、協働の趣旨である地域のコミュニティの醸成、向上を主目的とすることから、各地域とも多くの一般市民が活動し達成できる工事など整備活動とし、ハード事業の対象等基準等は別に定める。

- 2 補助金の交付の手続は、別に定める。

## 第2章 NPO推進型の協働

(協働登録NPO)

第5条 NPO推進型の提案をすることができる団体は、団体の構成員に対し収益を分配することを目的とせず、公益的な活動を自主自発的に行い、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動しているNPO法人、市民活動団体やボランティアグループ等の団体、学校及び法人であって、第4項によりあらかじめ協働登録NPOとして登録されたものでなければならない。

- 2 協働登録NPOとして登録されるためには、協働登録NPO申請書(第1号様式)に会員名簿その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 協働登録NPOに登録することができる者は、次に掲げる団体とする。
  - (1) 5人以上の会員から構成された公益的な活動を行う団体であること。
  - (2) 規約その他の定めがあり、かつ会計処理が適切に管理され、当該団体の活動を継続的に実施できること。
  - (3) 代表者及び会員の2分の1以上の者が、市内在住又は在勤、在学者であること。
  - (4) 当該団体の主たる活動の場が、東金市内であること。
  - (5) NPO推進型を実施する能力を有するものであること。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が定める者でないこと。
- 4 市長は、第2項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、協働登録NPO台帳(第2号様式)に登録するものとする。
- 5 協働登録NPOは、登録事項に変更があったとき、または団体が解散したときは、速やかに協働登録NPO登録事項変更・解散届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、協働登録NPOの登録状況を市ホームページ等で公表するものとする。

(NPO推進型の事業)

第6条 NPO推進型の協働事業は、市民活動団体等の特性を活かした地域の課題解決に資

する公益的な活動内容の事業とする。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (1) 団体の構成員に対し収益を分配することを目的とする事業
- (2) 特定の個人が利益を受ける事業
- (3) 調査又は研究を主な目的とする事業
- (4) 定期的又は継続的に実施されている行事、祭礼その他これらに類する事業
- (5) 同一の団体が、過去に3回以上、同一の内容で協働事業の支援を受けた事業
- (6) 同一事業について、他の制度による補助金等を受けている事業

2 NPO推進型は、単年度で実施できるものでなければならない。

3 NPO推進型を提案できる件数は、毎年度1団体につき1事業とする。

(NPO推進型の提案手続等)

第7条 NPO推進型の提案をしようとする協働登録NPOは、協働事業提案書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業実施計画書(第5号様式)
- (2) 協働事業収支予算書(第6号様式)

2 提案書の提出は、協働事業を行う年度の前年度中に行うものとする。なお、提出に際しての企画課及び対応部署との事前協議、受付期間等の詳細については、別途「市民提案型協働事業募集要項」により定めるものとする。

### 第3章 地域活性化型の協働

(地区まちづくり協議会)

第8条 地区まちづくり協議会とは、区や自治会、各種団体等一定の区域に居住する住民により設立された地域の課題解決に向けて活動する複数の団体が、地域の様々な課題を解決するための方策について話し合い、また実際に活動するための組織をいう。

2 地区まちづくり協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 設置区域は、おおむね東金市行政区区分による地区単位の区分とする。
- (2) 規約その他の定めがあり、かつ会計処理が適切に管理され当該区域の課題解決のための活動を継続的に実施できること。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が定める者でないこと。

3 地区まちづくり協議会は設立後にその設立届を市長に提出するものとする。

(地域活性化型の事業)

第9条 地域活性化型の協働事業は、地区まちづくり協議会が提案したその地域における課題解決に資する公益的な活動内容の事業とする。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (1) 団体の構成員に対し収益を分配することを目的とする事業
  - (2) 特定の個人が利益を受ける事業
  - (3) 調査又は研究を主な目的とする事業
  - (4) 定期的又は継続的に実施されている行事、祭礼その他これらに類する事業
  - (5) 同一事業について、他の制度による補助金等を受けている事業
- 2 地域活性化型は、単年度で実施できるものでなければならない。
  - 3 地域活性化型を提案できる件数は、毎年度1地区まちづくり協議会あたり原則2事業までとする。ただし、その内ハード事業は1事業までとする。

(地域活性化型の提案手続等)

第10条 地域活性化型の提案をしようとする地区まちづくり協議会は、協働事業提案書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業実施計画書(第5号様式)
  - (2) 協働事業収支予算書(第6号様式)
- 2 提案書の提出は、協働事業を行う年度の前年度中に行うものとする。なお、提出に際しての企画課及び対応部署との事前協議、受付期間等の詳細については、別途「市民提案型協働事業募集要項」により定めるものとする。

#### 第4章 協働推進市民会議による協働事業審査等

(NPO推進型及び地域活性化型の審査等)

第11条 市長は、NPO推進型及び地域活性化型の協働事業提案書の提出があった場合は、東金市協働推進市民会議設置要綱に基づき設置された「東金市協働推進市民会議(以下「市民会議」という。)」の審査に付するものとする。

- 2 市民会議は、前項の規定により協働事業提案書が審査に付されたときは、提出書類に記された内容の検討・評価及び提案者の公開プレゼンテーション等により審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(協働事業の選定等)

第12条 市長は、前条第2項に規定する報告を参考に、提案された協働事業の採択又は不採択を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定内容を協働事業提案制度選定結果通知書(第7号様式)により、提案団体に通知するものとする。
- 3 市長は、提案された協働事業の選定結果を市ホームページ等で公表するものとする。

(事業の実績報告及び評価等)

第13条 前条の規定により採択の決定を受けた団体（以下「採択団体」という。）は、採択された事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第4条第2項の規定により別に定める補助金の交付の手続により実績報告書が提出された場合は、この限りでない。

2 市長は、提出のあった実績報告書を市民会議に付し、その検証及び評価を求めるものとする。

3 前項の規定による実績報告書を提出した採択団体は、市民会議が開催する報告会に出席し、活動内容を発表しなければならない。

4 市長は、第1項に規定する評価の結果と併せ、実績報告書を市ホームページ等で公表するものとする。

## 第5章 雑則

（庶務）

第14条 この要綱に関する事務は、企画政策部企画課において処理する。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年7月4日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

## 対象となる経費の区分

項 目	内 容
報償費	講演会の講師等の謝礼等で、1 件につき 3 万円以下のもの
消耗品費	1 品につき 1 万円以下のもの
燃料費	刈払機の燃料代等
印刷製本費	パンフレットの印刷代等
食糧費	講演会の講師等の昼食代等で、1 食につき千円以下のもの
通信運搬費	切手、はがき代等
保険料	ボランティア保険料等（参加者を対象とするものを除く。）
使用料及び賃借料	会場、テント、重機等の借上げ代
原材料費	木材、砂利、U 字溝等
備品購入費	1 品につき 1 万円を超えるもの。ただし、補助金交付額の 2 分の 1 以内とする。

別表 2（第 4 条関係）

## 対象となる経費の区分

項 目	内 容
報償費	講演会の講師等の謝礼等で、1 件につき 3 万円以下のもの
消耗品費	1 品につき 1 万円以下のもの
燃料費	刈払機の燃料代等
印刷製本費	パンフレットの印刷代等
食糧費	講演会の講師等の昼食代等で、1 食につき千円以下のもの
通信運搬費	切手、はがき代等
保険料	ボランティア保険料等（参加者を対象とするものを除く。）
使用料及び賃借料	会場、テント、重機等の借上げ代
委託料	専門性が高く資格等が必要な作業等の委託
原材料費	木材、砂利、U 字溝等
備品購入費	1 品につき 1 万円を超えるもの。ただし、補助金交付額の 2 分の 1 以内とする。

## 備考

ハード事業にあつては、消耗品費、燃料費、保険料、使用料及び賃借料、委託料、原材料費、備品購入費のうち、事業実施に直接関わる経費とする。





問い合わせ先

東金市 企画政策部 企画課 市民協働係

〒283-8511

千葉県東金市東岩崎1番地1

TEL : 0475-50-1115

FAX : 0475-50-1299

E-MAIL : [kikaku@city.togane.lg.jp](mailto:kikaku@city.togane.lg.jp)

平成30年度



市	民	提	案	型
	協	働	事	業

募集要項

《地域活性化型》

協議期間

平成29年7月18日（火）

～ 8月31日（木）

東金市 企画政策部 企画課

# 目 次

1. はじめに .....	1
2. 協働事業の種類 .....	1
3. 対象となる事業 .....	1
4. 提案できる方 .....	2
5. 補助金の額 .....	2
6. 対象となる経費 .....	4
7. 事業の流れ .....	5
8. これまでの実施事業 .....	9
様式 .....	10
記入例 .....	18
東金市市民提案型協働事業実施要綱 .....	26

## 1. はじめに

市は、平成25年10月策定の『協働のまちづくり指針』を踏まえ、区や自治会、地域に根ざした各種団体の皆さんと地域の課題解決へ向けた公共的な事業に取り組む仕組みとして「市民提案型協働事業」を募集します。

皆さんの地域の心配事や自由なアイデアから生まれた事業を、皆さんと市で協働して実施するものです。

地域の課題を自分たちの力で解決しよう。そんな「地域の心意気」を持った皆さんからの提案をお待ちしています。

## 2. 協働事業の種類

市民提案型協働事業には、協働のパートナーに応じて次の2つの種類があります。

### 《NPO推進型》

NPO法人やボランティア団体を含む、いわゆる市民活動団体で、広く市内で自主的・主体的に活動している団体を対象とします。

### 《地域活性化型》

地域に根ざした各種団体により組織される「地区まちづくり協議会」を対象とします。

「地区まちづくり協議会」は地域が抱える様々な課題を議論し、解決するために、地域の各分野に精通した多くの団体で構成していただくことを想定しています。

※ この募集要項は《地域活性化型》について記載しています。 《NPO推進型》については詳しく取り扱いません。

## 3. 対象となる事業

### 《対象となる事業》

地区まちづくり協議会が提案したその地域における課題解決に資する公益的な活動内容の事業とします。

### 《対象とならない事業》

- (1) 団体の構成員に対し、収益を分配することを目的とするもの
- (2) 特定の個人が利益を受けるもの
- (3) 調査又は研究を主な目的とするもの

- (4) 定期的又は継続的に実施されている行事、祭礼その他これらに類する事業
- (5) 他の制度による補助金等を受けている事業

## 4. 提案できる方

地域活性化型の協働事業を提案することができる方は「地区まちづくり協議会」です。個人や市民活動団体からの提案はできません。

### 「地区まちづくり協議会」

地区まちづくり協議会とは、区や自治会、各種団体等一定の区域に居住する住民により設立された地域の課題解決に向けて活動する複数の団体が、地域の様々な課題を解決するための方策について話し合い、また実際に活動するための組織であって、次に掲げる要件を満たすものをいいます。

- (1) 設置区域はおおむね東金市行政区区分による地区単位の区分であること。
- (2) 規約その他の定めがあり、かつ会計処理が適切に管理され当該区域の課題解決のための活動を継続的に実施できること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者と団体又はその構成員等が関係していないこと。

地区まちづくり協議会は設立後、設立届を市に提出します。（P.5「地区まちづくり協議会の設立届」参照）

## 5. 補助金の額

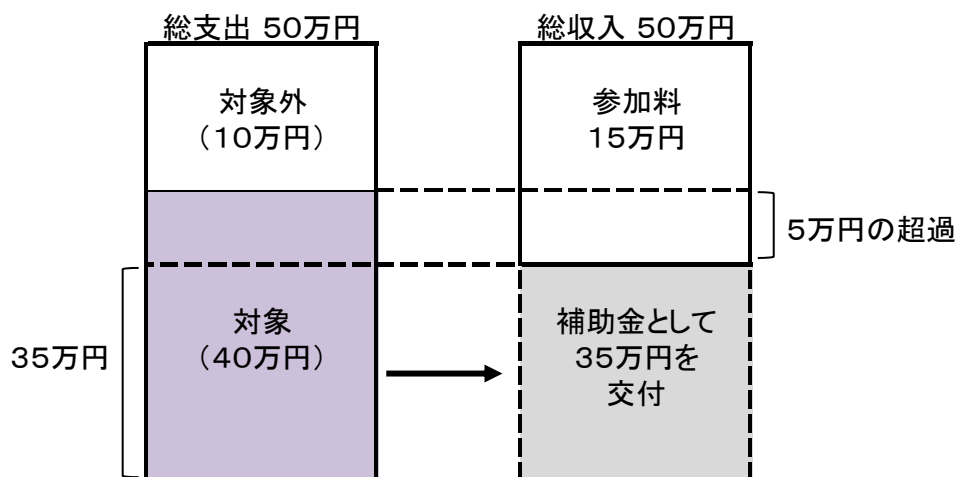
### 〈補助金の額〉

補助金の額は、P.4の表に掲げる補助対象経費の合計額とし、予算の範囲内で50万円（ハード事業については150万円）を上限とします。

なお、事業実施に伴う収入（参加料や協賛金など）があり、その収入額が補助対象経費以外の経費の額を超える場合には、その超過額を補助対象経費の合計額から減額します。

(例) 総支出50万円(うち補助対象経費40万円、補助対象経費以外の経費10万円)、  
参加料15万円の場合

参加料が、補助対象経費以外の経費を5万円超過しているため、補助対象経費40  
万円よりその5万円を減額し、35万円を補助金として交付。



#### 《提案件数》

地域活性化型の協働事業は、1年度につき原則2事業まで提案することができます。ただし、ハード事業についてはそのうち1事業までとします。

※ハード事業とは

協働の趣旨である地域のコミュニティの醸成・向上を目的として、各地域の多くの一般市民が活動し達成できる工事などの整備活動をいいます。施設の整備や改修、設備等の設置など工事が主体となる事業です。詳細は市にご確認ください。

## 6. 対象となる経費

補助の対象となる経費は、協働事業に直接要する経費のうち、次の経費です。

なお、ハード事業については消耗品費、燃料費、保険料、使用料及び貸借料、委託料、原材料費及び備品購入費とします。

経費の項目	補助の対象となるもの	同じ項目でも補助の対象とならないもの
報償費	講演会の講師等に対する謝礼等で、1件につき3万円以下のもの	団体の構成員に対して支払うもの 手土産代
消耗品費	事業実施時に直接必要となるもので、1品につき1万円以下のもの	事業と直接関係ないと判断されるもの
燃料費	刈払機の燃料代等	移動や運搬を目的として使用する車両の燃料代
印刷製本費	パンフレットやチラシ等の印刷代	会議資料等、団体の運営費と切り離すことが難しいもの
食糧費	講演会の講師等に対する弁当や飲み物代（1食につき千円以下のもの）	団体の構成員や参加者に対する飲食代、茶菓代
通信費	切手、ハガキ代等	電話代、インターネット通信料
保険料	団体の構成員が対象のボランティア保険	イベント参加者が対象の各種保険
使用料及び賃借料	会場、テント、重機等の借上げ代	団体の事務所としての会場代
委託料	事業に直接必要であり、専門性が高く資格等が必要な作業等の委託	事業と直接関係ないと判断されるもの
原材料費	木材、砂利、U字溝等、完成品として加工されていないもの	
備品購入費	事業実施時に直接必要となるもので、1品につき1万円を超えるもの。ただし、補助金交付額の2分の1以内とする。	パソコン、プロジェクタ、スクリーン、プリンタ等、汎用性の高いもの

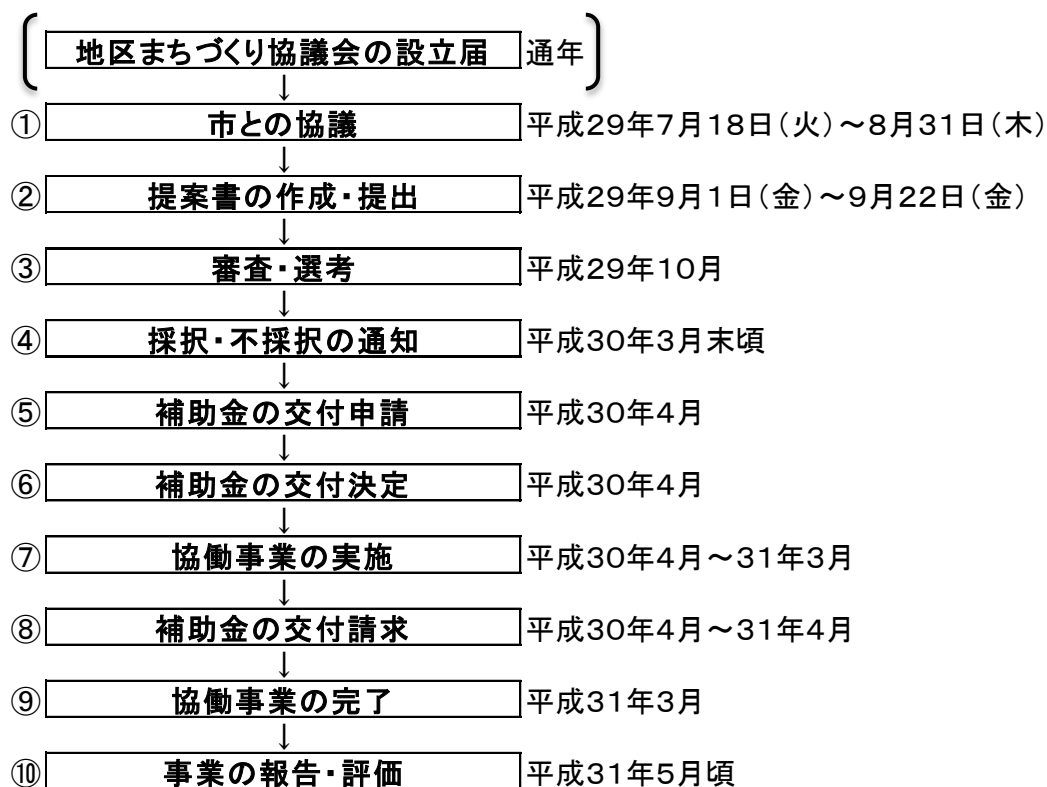
※全ての項目について、領収書等購入したことの証明になる書類（写し）の提出が必要です。

### 《その他対象とならない経費》

団体の維持・運営費、団体の構成員や参加者の交通費、土地の取得や造成に関するもの、領収書等がなく不明瞭な支出、事業に直接関係ないと判断されるものは補助の対象となりません。

## 7. 事業の流れ

本制度のご利用をお考えの方は以下をよく読み、期限に余裕をもってご提案ください。



### 「地区まちづくり協議会の設立届」

※ 届出のない団体からの提案は受け付けできません。

期間： 通年

場所： 企画課窓口（市役所第1庁舎2階）

(1) 提案するためには、「地区まちづくり協議会」を設立する必要があります。「地区まちづくり協議会」を設立したら、市へ「地区まちづくり協議会設立届」(P.11 参照)を提出します。

(2) 届出書類

- ・ 地区まちづくり協議会設立届
- ・ 団体の定款、規約その他これらに類するもの
- ・ 会員、役員名簿
- ・ その他会の運営に関するもの

※ 変更があった場合には手続きが必要ですので、企画課までご連絡ください。



## ①「市との協議」

期間： 平成29年7月18日（火） ～ 8月31日（木）

場所： 企画課窓口（市役所第1庁舎2階）

- (1) まず地区まちづくり協議会において、地域の身近な課題を解決するための活動や、地域振興事業などのコミュニティ形成のための活動などについて、地域の実情に応じて自由に話し合い、検討したなかで市との協働事業として提案する事業の選定を行います。
- (2) 選定した事業について提案書提出の前に、「事前相談票」（P.12 参照）を提出してください。この事前相談票に基づき、提案団体と市企画課で事業内容について協議します。また、提案内容に応じ、市の担当部署を加えた三者で協議を行います。課題等が見つかった場合、提案内容の一部を見直していただく場合もあります。
- (3) 市との協議が終了後、提案書の受け付けを行います。

## ②「提案書の作成・提出」

期間： 平成29年9月1日（金） ～ 9月22日（金）

場所： 企画課窓口（市役所第1庁舎2階）

地域活性化型の協働事業は、1年度あたり2事業まで提案することができます。複数事業を提案する場合、提案書はそれぞれの事業ごとに記入してください。

提出書類（P.13～17 参照）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 協働事業提案書</li><li>② 協働事業計画書</li><li>③ 協働事業収支予算書</li><li>④ その他市長が求めるもの</li></ol> |
|---|

## ③「審査・選考」

提案された協働事業は、学識経験者や市民活動団体の代表者などで構成される「東金市協働推進市民会議」において審査し、結果を市長に報告します。

提案内容及び審査結果については、提案団体に通知するとともに、市のホームページ等で個人情報を除いて公開します。

### 《書類審査》

平成29年10月

提案された事業について、東金市協働推進市民会議委員による書類審査を行います。皆さ

んがどういったことをしているか、どういったことがやりたいか審査しますので、読み易く、分かり易い記入をお願いします。

### 《プレゼンテーション審査》

平成29年10月中を予定

一般公開のプレゼンテーションを行っていただきます。発表5分程度、質疑応答5～10分程度、計15分程度です。発表者は3名まで、また資料やパワーポイントなどの使用は自由ですので、皆さんのやる気や熱意をアピールしてください。

※ 日程や会場等の詳細は、対象者に対し適宜通知します。

#### 審査基準

審査項目	審査の基準
事業の公益性	・その活動が地域の課題解決のための公益的な活動であるか。
事業の有効性	・協働で取り組むことが有効な事業であるか。
事業の実現可能性	・実現可能な事業であるか。 ・事業を実施する体制が整っているか。 ・事業についての使用許可など関係手続が整うか。
事業の効果	・事業を実施することにより地域の課題解決に効果があるか。
事業の先進性・独創性	・先進的で模範となる事業であるか。 ・他の地域への波及効果が期待できるか。
事業収支の適正性	・予算の見積りは適正か。 ・費用対効果を見込むことができるか。
事業の継続性	・事業終了後の継続的な展開について考慮されているか。
プレゼンテーション (発表)	・事業の実施に対する意欲や熱意が伝わるか。

#### ④「採択・不採択の通知」

平成30年3月末頃

翌年度予算が成立し次第、正式な「採択結果」の通知をします。あくまで参考として、プレゼンテーション審査終了後に「審査結果」の通知をします。

### ⑤「補助金の交付申請」

平成30年4月

協働事業の提案が採択となった団体は、『東金市市民提案型協働事業補助金交付要綱』に基づき、当該事業年度の4月1日以降に補助金の交付申請を行ってください。

### ⑥「補助金の交付決定」

平成30年4月

提出された申請内容を審査して、補助金の交付を決定します。

### ⑦「協働事業の実施」

平成30年4月 ～ 平成31年3月

補助金交付の決定を受けた団体は、4月以降事業計画に基づき事業を行ってください。

### ⑧「補助金の交付請求」

平成30年4月 ～ 平成31年4月

事業完了後に補助金を一括して請求する方法と、事業実施前または実施期間中に概算払いを受ける方法があります。なお、概算払いの場合は、決算の状況により補助金の一部を返納していただくことがあります。

### ⑨「協働事業の完了」

平成31年3月

3月末までに事業を完了させ、下記の書類を市長に提出します。

#### 提出書類

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 協働事業実績報告書</li><li>② 協働事業収支決算書</li><li>③ 協働事業に係る経費の領収書の写し</li><li>④ 活動の様子がわかる写真</li><li>⑤ その他市長が求めるもの</li></ul> |
|--|

### ⑩「事業の報告・評価」

平成31年5月頃

事業完了後、東金市協働推進市民会議において事業の評価を行います。

同時に、皆さんがこの制度を利用してどのような活動をされたか、市民会議が開催する公開の報告会で発表していただきます。提案内容や審査結果と同様に、事業実績とその評価についても市のホームページ等で公開します。

## 8. これまでの実施事業

平成29年度 3団体4事業

	事業名	団体名（市の関係部署）
1	田間物語 第3章「リレーマラソン」	田間地区まちづくり協議会
2	丘山地域情報発信「おかやま振興応援隊」	丘山振興会
3	丘山地区地域交流「花いっぱい」運動	丘山振興会
4	東金四区協働防災会	東金四区まちづくり協議会（消防防災課）

平成28年度 4団体6事業

平成27年度 3団体5事業



**様式**

# 地区まちづくり協議会設立届

年 月 日

(あて先) 東金市長

所在地  
届出者 名称  
代表者職氏名 ⑩  
連絡先

地区まちづくり協議会を設立したので、東金市市民提案型協働事業実施要綱第8条第3項の規定により届け出ます。

## 記

(ふりがな)	
名 称	
所 在 地	
代表者職氏名	
連 絡 先	電 話
	F A X
	E-Mail
添 付 書 類	1. 定款、規約その他これらに類するもの 2. 会員名簿（氏名、住所、所属団体等のわかるもの） 3. 役員名簿（会員名簿にて確認できる場合は不要） 4. その他会の運営に関するもの

東金市市民提案型協働事業 事前相談票（団体用）

団体名	
協議の必要性 がある部署名	
提案事業 の内容	



## 東金市市民提案型協働事業提案書

年 月 日

（あて先）東金市長

団体の名称  
 事務所の所在地  
 代表者氏名 ㊟  
 連絡先（電話番号）（担当）

東金市市民提案型協働事業実施要綱第 条第 項の規定により、次のとおり提案  
 します。

事業名	
提案区分	NPO 推進型・地域活性化型
事業費	円
事業の実施主体・実施者	
事業概要	
事業に要する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 協働事業実施計画書（第5号様式） <input type="checkbox"/> 協働事業収支予算書（第6号様式）



実施計画	実 日	施 程
	内容・体制 (人員など)	
	場	所

## 協働事業収支予算書

収入

項目	予算額（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
市に補助を 求める額		
その他収入		
協働登録 NPO 又は地区まちづくり 協議会等実施主 体・実施者負担 額		
合 計		

支出

項目	予算額（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
市の補助対象部分		
実施者自己負担部分		
合計		

# 記入例

# 地区まちづくり協議会設立届

提出年月日を記入  
してください

年 月 日

(あて先) 東金市長

事務所の所在地、団体の名称、代表者の役職及び氏名、連絡先の電話番号を記入してください

届出者  
所在地  
名称  
代表者職氏名  
連絡先

⑩

地区まちづくり協議会を設立したの  
第3項の規定により届け出ます。

団体の名称、ふりがな、代表者の役職及び氏名、電話番号及びFAX番号、電子メールアドレスを記入してください

第8条

記

(ふりがな)	
名 称	
所 在 地	
代表者職氏名	
連 絡 先	電 話
	F A X
	E-Mail
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定款、規約その他これらに類するもの</li> <li>2. 会員名簿（氏名、住所、所属団体等のわかるもの）</li> <li>3. 役員名簿（会員名簿にて確認できる場合は不要）</li> <li>4. その他会の運営に関するもの</li> </ol>

東金市市民提案型協働事業 事前相談票（団体用）

<p>団体名</p>	
<p>協議の必要性 がある部署名</p>	<p>本事業内容において、協議の必要性がある部署名を記入してください。複数ある場合には、複数記入してください</p>
<p>提案事業 の内容</p>	<p>行政に対して提案したい事業の内容を記入してください。自分たちのやりたいことだけでなく、協働の主旨を踏まえ、行政側のメリット等も含めて書いてください</p>



## 東金市市民提案型協働事業提案書

提出年月日を記入  
してください

年 月 日

（あて先）東金市長

団体の名称、事務所の所在地、代表者の氏名、電話番号及び担当者名を記入してください

団体の名称

事務所の所在地

代表者氏名

連絡先（電話番号）（担当）

㊤

第10条第1項と  
記入してください

わかりやすい事業名を記入  
してください

地域活性化型を○で協働事業実施要綱第 条第 項の規  
囲んでください

事業名	
提案区分	NPO 推進型・地域活性化型
事業費	円
事業の実施主体・実施者	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     提案する事業を実際に実施する主体を記入してください                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     事業費の全額を記入してください                 </div>
事業概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">                     提案する事業の概要を記入してください                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     事業に要する期間を記入してください                 </div>
事業に要する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
添付書類	協働事業実施計画書（第5号様式） 協働事業収支予算書（第6号様式）



実施計画	実 日	施 程	<p>事業を実施する日程を記入してください          ○○年○月○○日（○）や毎月第○日曜日など</p>
	内容・体制 (人員など)		<p>具体的な活動内容や、その実施体制（人員配置）などを記入してください</p>
	場	所	<p>どこで事業を行うか、会場を借りる場合など、使用許可などの関係手続が整うかについて記入してください          必要に応じて地図等を添付してください</p>

### 協働事業収支予算書

収入

項目	予算額（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
市に補助を 求める額		
その他収入	それぞれの 項目の予算 の額を記入 してください	予算の額の内訳を具体的に 記入してください 合計した額が予算額と同額 となるよう記入してください 市補助金、会費、受益者負担額 などを記入してください
協働登録 NPO 又はまちづくり 協議会等実施主 体・実施者負担 額		
収入の合計額と支出の合計額は一致 させてください		
合 計		

支出

項目	予算額（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
市の補助対象部分	<div data-bbox="443 842 671 1536" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>それぞれの項目の予算額を記入してください</p> </div>	<div data-bbox="798 842 1278 1536" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>予算の額の内訳を具体的に記入してください 合計した額が予算額と同額となるよう記入してください 経費の区分については、実施要綱の別表を参考にしてください 消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料など</p> </div>
実施者自己負担部分		
<div data-bbox="387 1783 949 1883" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>収入の合計額と支出の合計額は一致させてください</p> </div>		
合計		

# 実施要綱

# 東金市市民提案型協働事業実施要綱

平成25年10月 1日制定

平成26年 7月 4日改正

平成27年 6月10日改正

平成29年 7月13日改正

## 第1章 総論

(趣旨)

第1条 この要綱は、東金市協働のまちづくり指針に基づき、公益的な市民活動を行う団体が主体となって市と協働して行う事業（以下「協働事業」という。）についての提案を募集し、提案された協働事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(提案対象団体)

第2条 協働事業を提案できる提案対象団体は、第5条に規定する「協働登録NPO」及び第8条に規定する「地区まちづくり協議会」とする。

(提案対象事業)

第3条 協働事業の提案対象となる事業は、協働登録NPOを対象とした「NPO推進型」及び地域住民団体により組織された地区まちづくり協議会を対象とした「地域活性化型」とする。

(市の支援)

第4条 前条に規定された協働事業を推進するため行政は、補助金交付等の支援を行う。補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、予算の範囲内において市長が決定する。

- (1) NPO推進型 補助対象事業に直接要する経費のうち、別表1に定める補助対象経費の合計額で、30万円を上限とする。ただし、参加費その他の事業実施に伴う収入の額が補助対象経費以外の経費の額を超えるときは、当該超える額を補助対象経費の合計額から控除するものとする。
- (2) 地域活性化型 補助対象事業に直接要する経費のうち、別表2に定める補助対象経費の合計額で、50万円（ハード事業にあっては、150万円）を上限とする。ただし、参加費その他の事業実施に伴う収入の額が補助対象経費以外の経費の額を超える

ときは、当該超える額を補助対象経費の合計額から控除するものとする。

なお、ハード事業とは、協働の趣旨である地域のコミュニティの醸成、向上を主目的とすることから、各地域とも多くの一般市民が活動し達成できる工事など整備活動とし、ハード事業の対象等基準等は別に定める。

2 補助金の交付の手続は、別に定める。

## 第2章 NPO推進型の協働

(協働登録NPO)

第5条 NPO推進型の提案をすることができる団体は、団体の構成員に対し収益を分配することを目的とせず、公益的な活動を自主自発的に行い、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動しているNPO法人、市民活動団体やボランティアグループ等の団体、学校及び法人であって、第4項によりあらかじめ協働登録NPOとして登録されたものでなければならない。

2 協働登録NPOとして登録されるためには、協働登録NPO申請書(第1号様式)に会員名簿その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 協働登録NPOに登録することができる者は、次に掲げる団体とする。

(1) 5人以上の会員から構成された公益的な活動を行う団体であること。

(2) 規約その他の定めがあり、かつ会計処理が適切に管理され、当該団体の活動を継続的に実施できること。

(3) 代表者及び会員の2分の1以上の者が、市内在住又は在勤、在学者であること。

(4) 当該団体の主たる活動の場が、東金市内であること。

(5) NPO推進型を実施する能力を有するものであること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が定める者でないこと。

4 市長は、第2項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、協働登録NPO台帳(第2号様式)に登録するものとする。

5 協働登録NPOは、登録事項に変更があったとき、または団体が解散したときは、速やかに協働登録NPO登録事項変更・解散届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

6 市長は、協働登録NPOの登録状況を市ホームページ等で公表するものとする。

(NPO推進型の事業)

第6条 NPO推進型の協働事業は、市民活動団体等の特性を活かした地域の課題解決に



資する公益的な活動内容の事業とする。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (1) 団体の構成員に対し収益を分配することを目的とする事業
  - (2) 特定の個人が利益を受ける事業
  - (3) 調査又は研究を主な目的とする事業
  - (4) 定期的又は継続的に実施されている行事、祭礼その他これらに類する事業
  - (5) 同一の団体が、過去に3回以上、同一の内容で協働事業の支援を受けた事業
  - (6) 同一事業について、他の制度による補助金等を受けている事業
- 2 NPO推進型は、単年度で実施できるものでなければならない。
  - 3 NPO推進型を提案できる件数は、毎年度1団体につき1事業とする。

(NPO推進型の提案手続等)

第7条 NPO推進型の提案をしようとする協働登録NPOは、協働事業提案書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業実施計画書(第5号様式)
  - (2) 協働事業収支予算書(第6号様式)
- 2 提案書の提出は、協働事業を行う年度の前年度中に行うものとする。なお、提出に際しての企画課及び対応部署との事前協議、受付期間等の詳細については、別途「市民提案型協働事業募集要項」により定めるものとする。

### 第3章 地域活性化型の協働

(地区まちづくり協議会)

第8条 地区まちづくり協議会とは、区や自治会、各種団体等一定の区域に居住する住民により設立された地域の課題解決に向けて活動する複数の団体が、地域の様々な課題を解決するための方策について話し合い、また実際に活動するための組織をいう。

- 2 地区まちづくり協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 設置区域は、おおむね東金市行政区区分による地区単位の区分とする。
  - (2) 規約その他の定めがあり、かつ会計処理が適切に管理され当該区域の課題解決のための活動を継続的に実施できること。
  - (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が定める者でないこと。
- 3 地区まちづくり協議会は設立後にその設立届を市長に提出するものとする。

(地域活性化型の事業)

第9条 地域活性化型の協働事業は、地区まちづくり協議会が提案したその地域における課題解決に資する公益的な活動内容の事業とする。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (1) 団体の構成員に対し収益を分配することを目的とする事業
  - (2) 特定の個人が利益を受ける事業
  - (3) 調査又は研究を主な目的とする事業
  - (4) 定期的又は継続的に実施されている行事、祭礼その他これらに類する事業
  - (5) 同一事業について、他の制度による補助金等を受けている事業
- 2 地域活性化型は、単年度で実施できるものでなければならない。
  - 3 地域活性化型を提案できる件数は、毎年度1地区まちづくり協議会あたり原則2事業までとする。ただし、その内ハード事業は1事業までとする。

(地域活性化型の提案手続等)

第10条 地域活性化型の提案をしようとする地区まちづくり協議会は、協働事業提案書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業実施計画書(第5号様式)
  - (2) 協働事業収支予算書(第6号様式)
- 2 提案書の提出は、協働事業を行う年度の前年度中に行うものとする。なお、提出に際しての企画課及び対応部署との事前協議、受付期間等の詳細については、別途「市民提案型協働事業募集要項」により定めるものとする。

#### 第4章 協働推進市民会議による協働事業審査等

(NPO推進型及び地域活性化型の審査等)

第11条 市長は、NPO推進型及び地域活性化型の協働事業提案書の提出があった場合は、東金市協働推進市民会議設置要綱に基づき設置された「東金市協働推進市民会議(以下「市民会議」という。)」の審査に付するものとする。

- 2 市民会議は、前項の規定により協働事業提案書が審査に付されたときは、提出書類に記された内容の検討・評価及び提案者の公開プレゼンテーション等により審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(協働事業の選定等)

第12条 市長は、前条第2項に規定する報告を参考に、提案された協働事業の採択又は不採択を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定内容を協働事業提案制度選定結果通知書(第7号様式)により、提案団体に通知するものとする。
- 3 市長は、提案された協働事業の選定結果を市ホームページ等で公表するものとする。

(事業の実績報告及び評価等)

第13条 前条の規定により採択の決定を受けた団体（以下「採択団体」という。）は、採択された事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第4条第2項の規定により別に定める補助金の交付の手続により実績報告書が提出された場合は、この限りでない。

2 市長は、提出のあった実績報告書を市民会議に付し、その検証及び評価を求めるものとする。

3 前項の規定による実績報告書を提出した採択団体は、市民会議が開催する報告会に出席し、活動内容を発表しなければならない。

4 市長は、第1項に規定する評価の結果と併せ、実績報告書を市ホームページ等で公表するものとする。

## 第5章 雑則

（庶務）

第14条 この要綱に関する事務は、企画政策部企画課において処理する。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年7月4日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

## 対象となる経費の区分

項 目	内 容
報償費	講演会の講師等の謝礼等で、1 件につき 3 万円以下のもの
消耗品費	1 品につき 1 万円以下のもの
燃料費	刈払機の燃料代等
印刷製本費	パンフレットの印刷代等
食糧費	講演会の講師等の昼食代等で、1 食につき千円以下のもの
通信運搬費	切手、はがき代等
保険料	ボランティア保険料等（参加者を対象とするものを除く。）
使用料及び賃借料	会場、テント、重機等の借上げ代
原材料費	木材、砂利、U 字溝等
備品購入費	1 品につき 1 万円を超えるもの。ただし、補助金交付額の 2 分の 1 以内とする。

別表 2（第 4 条関係）

## 対象となる経費の区分

項 目	内 容
報償費	講演会の講師等の謝礼等で、1 件につき 3 万円以下のもの
消耗品費	1 品につき 1 万円以下のもの
燃料費	刈払機の燃料代等
印刷製本費	パンフレットの印刷代等
食糧費	講演会の講師等の昼食代等で、1 食につき千円以下のもの
通信運搬費	切手、はがき代等
保険料	ボランティア保険料等（参加者を対象とするものを除く。）
使用料及び賃借料	会場、テント、重機等の借上げ代
委託料	専門性が高く資格等が必要な作業等の委託
原材料費	木材、砂利、U 字溝等
備品購入費	1 品につき 1 万円を超えるもの。ただし、補助金交付額の 2 分の 1 以内とする。

## 備考

ハード事業にあつては、消耗品費、燃料費、保険料、使用料及び賃借料、委託料、原材料費、備品購入費のうち、事業実施に直接関わる経費とする。



問い合わせ先

東金市 企画政策部 企画課 市民協働係

〒283-8511

千葉県東金市東岩崎1番地1

TEL : 0475-50-1115

FAX : 0475-50-1299

E-MAIL : [kikaku@city.togane.lg.jp](mailto:kikaku@city.togane.lg.jp)